

第20回第8次医療計画 等に關する	資料
令和4年12月9日	2

令和4年度熊本県保健医療推進協議会 資料

参考資料

【抜粋】

6 事業目（新興感染症対応※）について

※医療法第30条の4第2項第5号

- 八 そのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延し、
又はそのおそれがあるときににおける医療（令和6年4月1日施行）

目次（医療計画指針の記載事項イメージ）

新興感染症発生・まん延時における医療については、感染症法等の改正の内容や同法に基づく感染症対策（予防計画等）に関する検討状況も踏まえ検討

1. 都道府県における医療計画策定にあたっての基本的考え方 ……P.3
2. 都道府県や医療機関の平時及び感染症発生・まん延時における基本的取組 ……P.4
3. 医療提供体制整備の数値目標の考え方
(参考) 自治体・医療機関アンケート調査（厚労科研）について ……P.5
4. 今後の進め方 ……P.6

1. 都道府県における医療計画策定にあたっての基本的考え方

論点

- 医療計画の指針における新興感染症発生・まん延時における医療提供体制確保に関する記載についての基本的な考え方は、以下とてはどうか。

対応の方向性 (案)

①医療計画策定にあたっての基本的な考え方

- 都道府県において、平時から予防計画・医療計画により、感染症発生・まん延時の、地域における医療機関の役割分担を明らかにしながら、感染症医療提供体制の確保と通常医療提供体制の維持を図る。

・ 医療計画においては、感染症医療提供体制の確保と、通常医療提供体制の維持について記載する。

(予防計画においては、感染症医療提供体制のほか、検査・保健体制の確保等について記載する。)

- ・ 医療計画策定の参考のため、指針において、都道府県や医療機関の平時及び感染症発生・まん延時における基本的取組を記載する。

- ・ 感染症発生・まん延時における5疾病等の通常医療提供体制の維持については別途、議論・とりまとめが行われているが、共通となる考え方は新興感染症発生・まん延時における医療の項目に適宜記載する。

②想定する感染症について

- 対応する新興感染症は、感染症法に定める新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症を基本とする。

- 計画の策定にあたっては、感染症に関する国内外の最新の知見を踏まえつつ、一定の想定を置くこととし、まずは現に対応しており、これまでの対応の教訓を生かすことができる新型コロナウイルスへの対応を念頭に取り組む。その際、新型コロナウイルス対応において、感染状況のフェーズを設定し対応していることを踏まえ、フェーズに応じた取組とする。

なお、実際に発生・まん延した感染症が、事前の想定とは大きく異なる事態となった場合は、その感染症の特性に合わせて協定の内容を見直すなど、実際の状況に応じた機動的な対応を行う。

2. 都道府県や医療機関の平時及び感染症発生・まん延時における基本的取組

論点

- 医療計画の指針の柱となる都道府県や医療機関等の平時及び感染症発生・まん延時における基本的取組については、今般成立した改正感染症法等の内容や、予防計画の記載予定事項との整合、令和2年12月の医療計画見直し検討会のまとめ（参考資料P.14参照）を踏まえたものとしてどうか。

記載事項イメージ（案）

【平時からの取組】

- 都道府県における予防計画・医療計画の策定
- 都道府県と医療機関との協定の締結による対応可能な医療機関・病床等の確保
（病床、発熱外来、自宅療養者等に対する医療の提供、後方支援、人材派遣、個人防護具備蓄）
〔協定締結の対象となる医療機関：病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション〕
- 感染状況のフェーズに応じた病床の必要数や人材派遣の可能人数の設定など準備体制の構築
- 専門人材の確保（都道府県による人材育成、医療機関における研修・訓練）
- 感染症患者受入医療機関と感染症患者以外（通常医療）に対応する医療機関の役割分担
- 院内感染対策の徹底、クラスター発生時の対応方針の共有 等

【感染症発生・まん延時の取組】

- 上記の平時からの取組に基づき、感染症発生・まん延時に以下の取組が適確に実施されるよう記載
- 協定締結医療機関・流行初期確保措置付き協定締結医療機関における協定の履行
- 感染状況のフェーズに応じた準備体制の迅速かつ確実な稼働（都道府県によるフェーズの設定、医療機関におけるフェーズに応じた協定の履行、都道府県による協定の履行確保措置の発動、広域的な人材派遣の実施）
- 感染症医療と通常医療に対応する医療機関間の連携・役割分担の実施 等

3. 医療提供体制整備の数値目標の考え方

論点

- 新興感染症発生・まん延時における医療提供体制確保に関する数値目標の設定にあたっては、これまで取り組んできた新型コロナウイルス感染症対応の実績を参考としてはどうか。

主な数値目標 (案)

協定の種類	単位	内訳において考慮すべき事項	参考とするコロナの実績など
病床	病床数	<ul style="list-style-type: none"> ・流行初期医療確保措置 ・軽症中等症病床/重症者病床 ・特別な配慮が必要な患者 (妊産婦、小児、障害児者、認知症患者、がん患者・透析患者、精神疾患を有する患者、外国人等) 	保健・医療提供体制確保計画【別紙1】
発熱外来	医療機関数	<ul style="list-style-type: none"> ・流行初期医療確保措置 ・対応可能患者数 	病床確保計画【別紙2】
自宅療養者等への医療の提供	医療機関数 (薬局、訪問看護ステーションを含む)	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅療養者 ・宿泊療養施設の療養者 ・高齢者施設等の療養者 <p>【方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・往診・訪問看護 ・電話・オンライン診療 ・医薬品等対応 (調剤・医薬品等交付・服薬指導等) 	外来医療体制整備計画【別紙3】
後方支援	医療機関数	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症患者以外の患者受入 ・症状が回復した患者の転院受入 	自治体・医療機関アンケート調査 (厚労科研) ……次項
医療人材	派遣可能人数	<ul style="list-style-type: none"> ・職種 ・県内・県外派遣 ・DMAT・DPAT 	等
個人防護具の備蓄	量・医療機関数	<ul style="list-style-type: none"> ・個人防護具の種類 	

(注) 数値目標の設定における感染症の想定については、現に対応しており、また、これまでの対応の教訓を生かすことができる新型コロナウイルスへの対応を念頭にする。
 ・実際に発生・まん延した感染症が、事前の想定とは大きく異なる事態となった場合は、その感染の特性に合わせて協定の内容を見直し、実際の状況に応じた機動的に対応

(参考) 自治体・医療機関アンケート調査 (厚労科研) について

令和4年度厚生労働行政推進調査事業費補助金 厚生労働科学特別研究事業
「公衆衛生体制の見直しと新たな体制構築のための政策研究」(研究代表者: 岡部信彦)

研究班が実施するアンケート等の概要

- 自治体向けアンケート
対象: 都道府県、保健所設置市
実施時期: 令和4年10月～(実施中)
調査内容: 病床確保、自宅療養者・高齢者施設療養者への医療の確保、後方支援病院の確保、派遣人材の確保の実績 他
- 医療機関向けアンケート
対象: 新型コロナウイルス重点医療機関
診療・検査医療機関
実施時期: 令和4年11月～(実施中)
調査内容: 設備・施設整備の実績、次なる感染症を想定して必要と想定される設備・施設整備、新型コロナウイルス対応における人材確保策、個人防護具等の備蓄の実績 他
- 予防計画作成について

4. 今後の進め方

- 本検討会での議論（特に医療提供体制に係る部分）について、予防計画の基本指針等との整合性を図りながら議論をまとめ、医療計画の指針等について検討していく。
- 改正感染症法及び医療法の令和6年4月施行に向けて、令和5年度中に各都道府県で予防計画及び医療計画を策定する必要があることから、策定準備に間に合うよう、できる限り早く議論のまとめを行う。

第 20 回 第 8 次 医療 計画 委員会 等に 関する 検討	参考 資料
令和 4 年 1 2 月 9 日	1

6 事業目（新興感染症対応）関連資料

目次

1. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の概要
…P.3
2. 新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた今後の医療提供体制の構築に向けた考え方
(抜粋)
…P.14
3. 感染症法等改正法についての主な議論
 - (1) 国会審議における主な議論の要旨
…P.16
 - (2) 第8次医療計画等に関する検討会（令和4年10月26日）における関係意見
…P.23
 - (3) 厚生科学審議会感染症部会（令和4年9月5日）での主な意見要旨
…P.24

2. 新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた今後の医療提供体制の構築に向けた考え方（抜粋）

（令和2年12月15日医療計画の見直し等に関する検討会報告書）

3. 新興感染症等の感染拡大時における体制確保（医療計画の記載事項追加）

（2）「新興感染症等の感染拡大時における医療」に関する記載項目（イメージ）

○ 「新興感染症等の感染拡大時における医療」に関する具体的な記載項目については、厚生科学審議会感染症部会における議論や地域医療構想に関するワーキンググループにおける議論を踏まえ、例えば以下のような項目を医療計画に記載することが想定されるところである。

引き続き、厚生科学審議会感染症部会等における議論の状況も踏まえつつ、記載項目や、施策の進捗状況を確認するための数値目標等について、具体化に向けた検討を進めることが適当と考えられる。

【平時からの取組に必要な観点】

- 感染拡大に対応可能な医療機関・病床等の確保
 - ・ 感染症指定医療機関（感染症病床）の整備
 - ・ 感染拡大時にゾーニング等の観点から活用しやすい病床や感染症対応に転用しやすいスペース（病床のダウンサイズに伴う空きスペースを含む。）の確保に必要な施設・設備の整備（重症例や疑い症例等を想定した整備を含む。） など
- 感染拡大時を想定した専門人材の確保等
 - ・ 感染防止制御チームの活用
 - ・ 感染管理の専門性を有する看護師（ICN）の確保等
 - ・ 重症患者（ECMOや人工呼吸器管理が必要な患者等）に対応可能な人材 など
- 医療機関における感染防護具等の備蓄
- 院内感染対策の徹底
- 医療機関内でクラスターが発生した際の対応方針の共有（院内のマネジメントや医療機関の連携等）
- 医療機関におけるPCR検査等病原体検査の体制の整備 など

【感染拡大時の取組に必要な観点】

- 個々の医療機関における取組の基本的考え方
 - ・ 感染拡大時の受入候補医療機関（重症例や疑い症例等を想定した受入候補医療機関を含む）
 - ・ 患者が入院する場所の確保に向けた取組（病床や病床以外のスペース等の活用など）
 - ・ 感染症患者に対応するマンパワー（医師、看護師等）の確保に向けた取組（感染症専門医以外を含めた対応、病院内の重点配置、医療関係職種以外の職員の確保など）
 - ・ 感染防護具や医療資機材等の確保 など
 - 医療機関間の連携・役割分担の基本的考え方
 - ・ 救急医療など一般の医療連携体制への影響にも配慮した受入体制に係る協議の実施（感染症患者受入医療機関と感染症患者以外に対応する医療機関の役割分担等）
 - ・ 感染症患者受入医療機関やクラスターが発生した医療機関等への医師・看護師など応援職員の派遣
 - ・ 感染管理の専門人材による指導・コンサルテーションの実施 など
 - 感染症法や新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき講じられることが想定される各種措置（臨時の医療施設や宿泊療養施設の開設など）
 - 地域における外来体制の基本的考え方 など
- なお、医療計画の記載項目等については、感染症法に基づく「予防計画」の記載項目と整合性を確保する必要があることから、厚生科学審議会感染症部会においても、引き続き、感染症法に基づく「基本指針」等の見直しについて検討を進めるよう求めていくことが適当と考えられる。